

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成29年12月28日(2017.12.28)

【公開番号】特開2016-223072(P2016-223072A)

【公開日】平成28年12月28日(2016.12.28)

【年通号数】公開・登録公報2016-070

【出願番号】特願2015-107471(P2015-107471)

【国際特許分類】

E 04 H 9/02 (2006.01)

F 16 F 15/02 (2006.01)

F 16 F 15/027 (2006.01)

F 16 F 15/023 (2006.01)

【F I】

E 04 H 9/02 3 3 1 Z

E 04 H 9/02 3 0 1

F 16 F 15/02 A

F 16 F 15/027

F 16 F 15/023 Z

【手続補正書】

【提出日】平成29年11月15日(2017.11.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0043

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0043】

変換装置2は具体的には図4に示すようにシリンダ21と、シリンダ21内を往復動するピストン22からなり、シリンダ21内はピストン22を挟んだ両側のシリンダ室23、24に区分され、前記のように支持層8を挟んで上下に区分された下部構造6と上部構造7との間に跨った状態で設置される。シリンダ21は図3に示すように下部構造6と上部構造7のいずれか一方に接続され、ピストン22が他方に接続される。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0045

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0045】

再利用装置4は変換装置2と同様に圧油等の圧液が充填されたシリンダ41と、シリンダ41内を往復動し、シリンダ41内を両側のシリンダ室43、44に区分するピストン42からなり、下部構造6と上部構造7との間に跨った状態で設置され、シリンダ41において下部構造6と上部構造7のいずれか一方に接続され、ピストン42において他方に接続される。